

公益財団法人吹田市文化振興事業団 令和５年度 第２回理事会

議事録

1 日時及び場所

- (1) 日時 令和6年(2024年)3月12日(火) 10時30分～11時40分
- (2) 場所 吹田市文化会館 1階 **SUITA×ART** (すいたあと)

2 理事総数(現在数)

10名

3 出席者

(1) 理事8名

河内幸枝(理事長)、辰谷義明(副理事長)、古矢直樹(副理事長・事業課参事)、
芦田 稔(常務理事・事務局長)、小味洸彦之、永田 靖、広瀬依子、堀江政生
(欠席2名 井野瀬久美恵、佐藤千晴)

(2) 監事2名

井田一雄、山本多通男

(3) 事務局3名

内 英幸(次長・総務課長)、日和 香(事業課長)、西尾礼子(総務課主査)

4 議決事項

議案第68号「令和6年度事業計画及び収支予算(案)について」

議案第69号「令和5年度第2回評議員会の招集について」

報告第42号「専決処分報告について」

報告第43号「代表理事及び業務執行理事の職務執行状況について」

その他

5 議事の経過及び結果

定款第37条に基づき、理事長が議長に就任した。

議長より本理事会の成立が報告された後、議事に入り、以下のとおり議案が審議された。

■ 議案第 6 8 号

「令和 6 年度事業計画及び収支予算（案）について」

議長

これより議事に入ります。

はじめに、議案第 6 8 号「令和 6 年度事業計画及び収支予算（案）について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

令和 6 年度の事業計画をご説明します。今年もよりよい施設管理と自主文化事業を行う計画です。

議案書をご覧ください。1～3 ページは、公益目的事業を分類して記載しています。

(1) 鑑賞型事業、(2) 創造型事業など事業例をあげております。7 年度が開館 4 0 周年ですので、その前年度にあたる 6 年度は、より多くの市民の参加を促し、再来年度の記念事業につなげたいと計画しています。とくに力を入れたいカテゴリーは、2 ページの (4) 育成型事業です。子どもの鑑賞、体験を、より豊かなものにしたい、また、吹田の 2 0～3 0 代の若い方々の創造の場、表現の場をつくり、人材育成につなげたいと取り組むものです。おもな事業としては、ティーンズクラシックフェスティバルや小学校に出張するアウトリーチ事業、また、オープンしたばかりの S U I T A × A R T でのイベントは、年間 1 5 回ほど実施する予定です。S U I T A × A R T 企画では、これまでご縁が薄かった若い方、障がいのある子どもなど、いろいろな市民に来てもらえるよう企画していきます。

先へ進みまして、5～7 ページは、自主事業・共催事業を、おおむね開催日順に記載しています。6 ページをご覧ください。2 行目、9 月 1 日のバレエ公演は、2020 年に亡くなった振付家の深川秀夫さんの作品をまとめて上演する日本で初めての公演を企画したものです。深川さんは、ヨーロッパで活躍後、ローザンヌバレエコンクール審査員などで著名な方で、メイシアターには貸館事業で 1 5 年来、毎年来ていました。このご縁で回顧公演を吹田でやりましょうということになりました。吹田のバレエ教室の若手から新国立劇場のダンサーが結集したメイシアターならではの公演になります。3 行目には、吹田のアーティストワンコインコンサートがあります。吹田在住の実演家をマッチングして企画する地産地消的な公演で、6 年度も吹田ゆかりのアーティストを発掘して公演やアウトリーチ事業を積極的に行います。7 ページ 4 行目、3 月 2 日の関西フィル公演は、企業の協賛をいただいて開催します。

7～9 ページは、吹田市からの受託事業を記載しています。8 ページ中段、パントマイムワークショップをはじめで行います。小学生に身体表現の面白さを体験してもらおうという企画です。8 ページ下から 4 行目、5 大学公園フェスは、公園も S U I T A × A R T も使い、たくさんの吹田の大学生と一緒に音楽イベントをやろうという企画です。

10ページには情報発信型事業を記載しています。メイシアターの活動を情報発信することは、ここ一年、力を入れていることのひとつで、6年度もSNSに動画を多用し、若い人にイベントのバックヤードの様子、メイシアターの内側を発信したり、アウトリーチ活動の写真報告などでメイシアターの価値を発信します。また、無料告知の手段として、たとえば、阪急の駅貼りや新聞イベント欄などでの発信を重ねて、よりたくさんの市民のみなさんの参加を促します。以上、6年度の事業計画でございます。

令和6年度の収支予算書については、基本的には5年度と同等の予算規模となっており、特段、大きな変化はありませんので、ピンポイントで要点を説明いたします。

11ページ、収支予算書の①基本財産運用益は、前年度543,000円に対して6年度は2,600,000円を計上しております。これまで、100,000,000円を0.6%の利率で国債運用しておりましたが、償還を迎えたため、新たに基本財産の全額200,000,000円を利率1.3%の国債で運用することを検討しておりまして、その場合の運用益を計上しているものです。

次に、②事業収益10負担金収益は、前年度2,151,000円に対して6年度4,289,000円、③受取補助金等01文化事業助成金収益は、前年度2,750,000円に対して6年度0円、これを併せて説明いたしますと、公的な助成金を受けるものを文化事業助成金収益に予算計上しており、事業課長からも説明のあった関西フィル公演の協賛金については、公的な助成金ではなく、阪急電鉄からの企業協賛金を得るということになりますので、このような予算計上となっております。これは、メイシアターの長年の実績が評価されて協賛金を得られたものと考えております。

収支予算書については以上ですが、次に、資料として配布しております旧会計基準による収支予算書をご覧ください。これは、実際の現金の出入りに着目して予算書を作成したもので、3ページ左下の当期収支差額0円、前期繰越金6,716,000円を7年度に繰り越すという予算となっております。令和7年度に40周年を迎えることとなりますので、メイシアターの限られた財務資源については、6年度におきましては収支バランスをとったうえで、40周年に向けて集中して投入していきたいと考えている予算書となっております。以上で、説明を終わらせていただきます。

議長

説明が終わりました。それでは、議案第68号についてご質問、ご意見をお受けいたします。

監事A

この場所、SUITA×ARTが新たな取組みということで、今後もどんどん積極的に活用してもらいたいと思います。

事業計画の説明がありましたが、とくに新たな取組みとして、力を入れて始めようとしていることはありますか。

事務局

新たな取組みとしては、公園やSUITA×ARTを使って吹田の大学生を一堂に集めるような、“若い人を”というところに注力する一年にしたいという意味で、大学との連携をより深めていくという取組みがあります。また、子どもたちをたくさんメイシアターに集めるという流れの中で、これまで続けてきたクラシック音楽や人形劇、和太鼓のワークショップなども継続していくけれども、プラスαとして、身体表現のワークショップを加えていくといったことでも新しいことに挑戦していきたいと考えています。

監事A

近隣では茨木、高槻に新しい施設ができて、そういう新しい施設に人が集まりがちですが、メイシアターは、40周年を迎えようとしている長年の実績がありますので、その実績と中身で勝負してもらいたいと思っています。とはいえ、新しいこともどんどんしていかなないとマンネリ化になっていくので、40周年を迎えるにあたっても、新たな取組みについて、引き続き、よろしくお願いしたいと思います。

情報発信についても、かなり努力をしてもらい、新たな取組みもしてもらっています。世の中はSNSの時代ですし、情報発信が勝負というところもありますので、さらに頑張ってもらいたいと思っています。

監事B

再来年度は40周年ということですが、何らかのことをされるのですか。万博と絡むような計画はありますか。

事務局

40周年の企画の中で大きなものとしては、メイシアターが続けてきた演劇公演を、メイシアターならではのプロデュース力を使って、他では見られないようなものとなるよう企画しています。もうひとつは、いろいろな市民に参画していただく、障がいを持つ人持たない人、いろいろな個性を持った人たちによるアートや演奏などを集めた多様なパフォーマンスイベントを企画しているところです。この企画に万博をつなげられないかという案もありまして、たとえば、万博公園でやっていた踊りを少し入れてリンクさせるようなことができないかというように、案を出し合っているところです。

監事B

それに向けた追加の予算は必要ないのですか。単年度で予算が組めるものなのですか。

事務局

7年度の40周年に向けては、4年度からの単年度黒字、6年度についても黒字を残し、その分の繰越金をつぎ込むという考え方で予算を構成しています。

監事B

40周年の時にはどんとつぎ込んで、大赤字でも構わないということですか。

事務局

繰越金をどのように収支にあげるのかというのはまだ決まっていますが、6年度において繰越金から文化事業積立資産として積み立てたものを7年度に取り崩すという形で収支バランスをとるか、単年度収支を赤字としても、そこに繰越金も含めて収支バランスをとるか、予算構成について考えていきたいと思います。

監事B

6年度に積み立てるかもしれない分は、今回の予算に組み込まなくてもいいのですか。

事務局

積増しは資金移動ですので、予算書に反映されるものではありません。公益法人としては、旧会計基準においては繰越金も含めて収支0円とするものですが、当期は単年度収支を0円とし繰越金を残すような予算としています。これは、40周年に向けて財源を確保していくという趣旨の予算としているものです。

監事B

準備資金は積み立てないということですね。

事務局

本来であれば、何年後にいくらほどの予算規模があり、それに向けて年次的にいくらかずつ積んでいくとするものだと思いますが、休館などの影響により年次的に積み立てていくほどの財力がありませんでした。4年度、5年度と4,000,000円ほどの黒字が続き、6年度も同等の黒字を見込んでおり、7年度の40周年につぎ込めると判断しているものです。

監事B

わかりました。

理事A

大学連携という説明がありましたが、具体的にはどの大学ですか。

事務局

吹田には5つの大学、大阪大学、関西大学、大阪学院大学、千里金蘭大学、大和大学があります。これまでも大阪大学と千里金蘭大学それぞれと文化事業を行ってきました

が、今度は、一堂に5つの大学を集め、とくに音楽サークルにアクセスをして、一緒にやりたいと考えています。

理事A

公共施設としては、どこの施設でも大学連携を求められることが多いかと思います。ぜひ、積極的に取り組んでください。

理事B

11月3日にいずみの園公園とSUITA×ARTで行われるこの5大学の事業というのは、はじめての取組みですね。期待しています。

アウトリーチで学校に出向く事業がありますが、学校とのタイアップはスムーズになされているのか、それと、小学校は34校あるので全校には行けないでしょうが、何校ほどに行く計画なのか、いつも同じ学校なのか、そういったことを教えてもらえますか。

事務局

トータルでは、5年度は10校に行きました。演劇1校、能楽3校、音楽3校、ブラスクリニック3校というところで、音楽については2年間同じ学校に行きました。校長会で全校に周知をしているのですが、どうしても、音楽の専科の先生がいるところは意識が高く、やりたいとなるとすぐに連絡をいただけるということと、近くでなじみ深いということもあって、吹田第二小学校は2年連続となりました。とくに、音楽では音楽連盟という先生方の集まりとメイシアターとのやり取りで参加校が決まったり、演劇では学研児童文化部の演劇の先生とのつながりの中で決まったりということはあります。

理事B

周知はしているけれども、実際は、先生とのつながりの中で決まるということですね。

理事A

1校あたり1回ですか。

事務局

1校で2学年行う場合もありますし、流動的としています。1校に1日の場合もあれば2日かけて行くこともありますし、ジャンルによって様々です。

理事B

メイシアターの利用者が増えるような好循環となるように、アウトリーチを今後も進めてもらいたいと思います。

理事C

SNSの発信についてですが、公式LINEはあるのですか。

事務局

公式LINEはあります。

理事C

わかりました。何人くらいですか。

事務局

いまは200人を少し超えたところでまだまではありますが、200人を超えるとランクが上がるので、6年度からはもう少し発信できるような形にしていこうと考えているところです。

理事C

公式LINEがあること自体が周知されていないのでは。たとえば、来館した瞬間に公式LINEに入れるようにQRコードを置いておくとか。やはり、200人は少ないですね、これだけ大勢の人がメイシアターに来られているということを思うと。ただ、頻度として、あまり多く来られてもブロックされる人が増えてくるとか難しいこともありますが、ある程度大勢の人にこんなコンサートをやっている、こんな演劇をやっているということを知ってもらうのに有効な、いまは、LINEの時代かなと思いますので。こちらでもLINEをやっている、600人います。返事を返すようにしているので大変なんです。

それと、大学連携の件ですが、このあいだ大和大学に行くことがあって、そこでは、まだまだ吹奏楽部の人数が少なく、その中でも少しずつ活動を始めているけど、いろいろなところで舞台に出て、外に発信するというレベルではない。少しずつ音楽を始めますという感じなのですが、いまの若い人たちは、やはり“踊り”なのかなと感じます。ダンス大会などは、一番人が集まるし、連携しやすいのではないかと。若い人は“ブレイキン”みたいなものに興味があるようで、若い人にメイシアターに来てもらうとか大学連携とかとなると、そういうものも有効ではないかと思います。大学というのは、大学自身よりもサークルが自治活動を行っているもので、大学同士の連携もサークルのほうが持っているんで、たとえば、大学に声かけたうえで、そのダンスサークルと連携をするだけで、そこから何校か合同のライブをやろうということが進めやすいと思います。

それと、ライナー・キュッヒルが40周年のタイミングで来ます。40周年記念事業が我々も打てると嬉しいと思います。

理事D

ここにはじめて来ましたが、「すいたあーと」ではなく「すいたあと」と読むのですね。とてもよい空間だと嬉しく見えています。これまでは、大・中・小と3つのカチッとしたホールがあって、それで十分と思っていたら、さらにこういうフリースペースができたということですが、こちらは、いわゆる貸館も行うという認識でよろしいですか。

事務局

ここは、あくまでも発表の場であり、その事業に参加してもらうという形態であって、貸館は行わないというコンセプトでつくられた施設です。

理事D

わかりました。もし貸館を行うのであれば、若い方々にこういう施設ができましたという周知をどのようにしていくのかを聞きたいと思っていました。

事務局

ここはフォトスポットとしても使っていただき、ここで撮った写真を“#すいたあと”で発信してもらうようにして、情報発信をしています。

理事E

40周年に向けて多様性といったことも考えているということでしたが、障がいのある方を受けとめていく、いろいろな技術が必要だと思います。たとえば、上演に字幕を付けるとか、聴覚障がい者にどのように音楽を楽しんでもらえるとか、障害をお持ちの方への対応はどのようにすればよいのかと思いながら聞いていました。今後、その工夫は求められていくと思います。そういうことについて、現状はどうなっているのか。まだであればそれでもよいのですが、今後は必要になってくると思いましたので。

それと、育成型事業について、育成というのはなかなか難しいことで、単に場所を貸してイベントをしてもらったらそれで育成になると考えるのはもったいない。育成には時間がかかるものだし、どういう作品が上演されて、それがどのように受けとめられて、そのアフターケアも含めて育成事業だと思います。クラシックフェスティバルをやればそれで育成になるというようには、構えとしてもっていかないほうがいいと思います。若い人たちがこのホールを使って、ここに来ると自己実現をできるし発展していくことへのサポートをしてもらえるという実感があると、継続的につながっていくと思います。

それと、ホールとして非常に活発に活動していて、いつもながら素晴らしいと思っていますが、メイシアターとして市民にプレゼンテーションしていく、メイシアターが考えるアートとはこういうものだとしす、そういう形があってもよいのではないかと思います。私は演劇関係者ですので、以前から劇団があればいいと思い続けていまして、劇団をつくってほしいと思っています。それがあると、アウトリーチなども組み込んで、

いろいろなところで多様に劇団の活動が展開できると思います。大規模でなくてもよく、低予算でも組むことができると思いますので、そういうことが考えられれば、よりよいのではないかと思います。メイシアターは大阪府の中では際立った位置にあるかと思いますが、全国的なホールとして、吹田市民だけではなく、全国から来るようなホールになれば、さらによいのではないかと思いますので。ぜひ、劇団をつくってください。

議長

とてもよいご提案だと思いますので、前向きに検討するものいたします。

理事A

7 ページの関西フィルの公演について、阪急電鉄から 2,000,000 円を受けるという説明がありまして、非常に大きな額で、オーケストラの公演には大きな助けになるものと思いますが、これは事業協賛金という形なのですか、それとも寄附金ですか。

事務局

こちらは広告協賛金として、事業収益の負担金収益となるものです。

理事A

予算書ではどこに表わされていますか。

事務局

予算書では、②事業収益の 10 負担金収益に計上しています。

理事A

わかりました。

議長

他にご質問、ご意見はございませんか。なければ審議を終わり、議案第 68 号を可決してよろしいでしょうか。

理事全員

異議なし。

議長

異議なしと認め、議案第 68 号は原案どおり可決されました。

■ 議案第 6 9 号

「令和 5 年度第 2 回評議員会の招集について」

議長

次に、議案第 6 9 号「令和 5 年度第 2 回評議員会の招集について」を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局

議案書の 1 8 ページをご覧ください。いま可決していただきました来年度の事業計画と予算案につきまして、定款に基づき、あらためて評議員会の承認を受けるため、招集を求めるものです。日時は 3 月 2 7 日（水）午前 1 1 時から、場所はお披露目も兼ね、ここ S U I T A × A R T にて、議題は令和 6 年度事業計画及び収支予算（案）の承認について及びその他といたします。以上、ご可決いただきますようお願いいたします。

議長

説明が終わりました。それでは、議案第 6 9 号についてご質問、ご意見をお受けいたします。

理事

（質問・意見なし。）

議長

ご質問、ご意見がないようですので、議案第 6 9 号を可決としてよろしいでしょうか。

理事全員

異議なし。

議長

異議なしと認め、議案第 6 9 号は原案どおり可決されました。

■ 報告第 4 3 号

「専決処分報告について」

議長

続いて、報告第 4 3 号「専決処分報告について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

議案書 19 ページをご覧ください。この 1 件について、理事長専決処分要領に基づき専決処分を行ったものです。

20 ページ、専決第 2 号「職員給与規程の一部を改正する規程等の制定について」は、人事院勧告に基づく吹田市職員の給与の改正に準じ改正するため、専決処分をしたものです。ここから 24 ページ中段までに職員給与規程の一部改正規程を、続いて、非常勤嘱託職員給与規程の一部改正規程を定めています。改正内容は、職員の給料表について平均 1.1 % の引上改定を行い、ボーナス支給割合を 4.4 月分から 4.5 月分に引上改定を行うものです。また、これに準じて嘱託員及び非常勤嘱託職員についても同様の引上改定を行うものとしています。26 ページ以降に、それぞれの規程の現行・改正案対照表を添付しています。以上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議長

説明が終わりました。この報告についてご質問、ご意見はございますか。

理事 A

これは、全般として、職員皆さんの待遇がよくなると理解してよろしいですか。

事務局

そういうことです。民間の給料が上がっているので、公務員も引き上げるよう勧告がなされ、吹田市職員に合わせて事業団職員の給料も引き上げるということです。

理事 A

結構なことだと思います。

監事 A

職員の給料については市の職員に倣っているとは思いますが、非常勤嘱託職員の給料月額が 119,200 円から 126,300 円に上がったとはいえ、水準としてはまだ低いように思います。人材の確保が昨今の大きな課題となっている中で、処遇というものがそこに密接に関係してくると思うのですが、どのように考えていますか。

事務局

非常勤嘱託職員は、受付業務がメインです。65 歳が定年で、定年退職した後の補充にあたっては懸案となると思います。

監事 A

最低賃金はクリアしていますか。

事務局

はい。非常勤嘱託員と併せて嘱託員の給料月額も引き上げましたが、これは、職員採用にあたっては嘱託員として採用することとしていますので、人材確保を考えて、処遇改善を行ったものです。吹田市では会計年度任用職員についての改定はなかったと思いますが、非常勤や嘱託員の改定を据え置いてきたこともあり、この機会に処遇改善を行ったということです。

監事A

とくに専門職のスタッフの人材確保というのは大きな課題であると思いますし、人がいないと事業もできないので、よろしくお願いします。

議長

他にご質問、ご意見はございませんか。なければ審議を終わり、報告第43号を承認としてよろしいでしょうか。

理事全員

異議なし。

議長

異議なしと認め、報告第43号は承認されました。

■ 報告第44号

「代表理事及び業務執行理事の職務執行状況について」

議長

最後に、報告第44号「代表理事及び業務執行理事の職務執行状況について」を報告いたします。

河内理事長

事業計画及び予算の作成、その他事業活動について、定款及び理事会の決議に基づき当法人を代表して職務を執行しました。

辰谷副理事長

事業計画及び予算の作成、その他事業活動について、定款及び理事会の決議に基づき理事長を補佐して職務を執行しました。

古矢副理事長

事業計画及び予算の作成、その他事業活動について、定款及び理事会の決議に基づき理事長を補佐して職務を執行しました。

芦田常務理事

事業計画及び予算の作成、その他事業活動について、定款及び理事会の決議に基づき事務局を代表して職務を執行しました。

議長

それぞれの報告が終わりました。これについて、何かご質問、ご意見はございますか。

理事

(質問・意見なし)

議長

ご質問、ご意見はございませんか。なければ、以上で本日の議案の審議は終わらせていただきます。

■その他

議長

その他といたしまして、他に何かあれば受けることといたします。

事務局

それでは、報告１点として、新たに誕生したこの場所「SUITA×ART」につきまして、誕生した経過、これまでの経緯を簡単に説明させていただきます。

この場所は、平成元年（１９８９年）からレストラン「和食さつき」が営業しておりましたが、平成２７年９月をもって閉店となりました。

その後、平成２９年度の一年間、大規模改修のため休館することが決まっており、大規模改修以降の平成３０年度に向けて、この場所の次の展開を検討しました。当初は、それまでに利用者・来場者アンケートで最もリクエストの多かったコンビニエンスストアの出店を模索し、大手コンビニエンスストア事業者数者と交渉をしました。とくに一者には最後まで出店を検討していただきましたが、設置場所が半地下であるという立地的な問題と、一定の患者数、見舞客、医師の勤務数が見込める総合病院と違い稼働率に左右される劇場では安定した売上が見込めないという２点から、出店にこぎつけることはできず、コンビニ誘致は断念せざるを得ない結果となりました。

その後、紆余曲折ありまして、大阪府北部地震の影響による大ホール使用中止に始まり、再度の大規模改修による再度の休館、2階レストラン「ローゼンタール」の令和2年度いっぱいでの閉店など問題が続き、令和2年9月にリニューアルオープンを迎えるも、コロナ禍が続くことで、令和3年4月26日～11月30日の間、メイシアターの集会室、展示室がコロナワクチンの団体接種会場となり、併せて、この場所は医療従事者の控室となりました。

団体接種会場の期間も終え、昨年5月からコロナも第5類に変更になったことで、いよいよ、この場所をどのように展開していこうかと吹田市の方々とも協議を重ねてまいりましたが、コロナ禍が3年以上続いたことで、様々なアーティストが演奏、パフォーマンスの機会、活動等に大きな影響を受けられました。また、鑑賞される方々が劇場に足を運ぶことも大きく減少しました。

そのような中で、市とメイシアターがコロナ禍にあった令和2年度に実施した「動画募集～吹田の応援アーティスト80」において、吹田市には様々なジャンルにおけるアーティストがいらっしゃることもわかりました。そのようなことも踏まえ、コロナ禍の影響を受けた若手アーティストによる演奏の機会、活動等の支援、また、青少年の人材育成を目的に、吹田市在住、出身、在校、在勤、ゆかりのある若いアーティストの発表の場を目的とし、このようなアートをスペースを設置する運びとなりました。なお、名称のSUITA×ART（すいたあと）は、吹田市のSNSの投票で決定したものでございます。

また、お手元のチラシにも掲載してあるように、若手アーティストの年齢基準を39歳以下としましたのは、関西で活躍されるクラシック、ジャズ、演劇、美術等の様々なジャンルのアーティストに聞き取り調査を行い、そのように決定した次第です。

この3月はプレオープン記念として4本の公演を開催する予定でしたが、誠に残念ながら、3月9日のジャズコンサートは、古谷光広さんが2月27日に急逝されたことを受け、中止とさせていただきます。7日の吹田弦楽四重奏団は、クオリティの高い素晴らしい演奏と満員のお客さまで大変賑わいました。

4月～9月は事業団主催の公演をいくつか行い、10月からは希望者による一般の若手アーティストにも使用していただくことで進めております。

なお、この場所はメイシアターのホール、練習室などの貸館利用の施設ではなく、事業主体の施設として運営してまいります。今後は、このSUITA×ARTが吹田市の若手アーティストの登竜門となるよう、また、若い世代の交流の場として、末永く市民に愛されるスペースとして展開してまいりたいと思います。以上でございます。

議長

SUITA×ARTについて、報告がありました。これについて、ご質問、ご意見はございませんか。

理事A

条件に合えば、このスペースは、わずかな費用の負担だけでフリーで使える場所と
いうことですか。

事務局

はい、そのとおりです。

理事A

音の問題はどうですか。どこまで防音性能があるのか。

事務局

チラシ裏面の注意事項に「(7) 和太鼓の使用及び大音量の催物は不可とします。」と記
載しているとおり、ロックバンドや和太鼓の演奏はできません。

理事A

PAを通して歌を歌うぐらいはできる。

事務局

スピーカーを常設していますし8チャンネルのミキサーも入れていますので、ジャズ
のカルテットなどは可能です。

理事A

そこの線引きが難しくなりますね。

事務局

難しいです。実験したところ、和太鼓はダメ、ドラムも無理だと判断しています。

理事A

では、ドラムレスでポップスを歌うこととなりますか。

事務局

パーカッションまでは大丈夫です。カホンだとかコンガだとか、そういったものまで
は大丈夫です。

理事A

意外と建物の中というのは音が伝わりますから。

事務局

注意しているのは展示室と大ホールロビーですね。隣接していますので。大音量だとそこまで届いてしまいます。

理事E

稽古場としても使えるんですね。

事務局

はい、使えます。クラブ活動ですと、練習のみの使用も可能です。注意事項の(3)に記載しています。

監事A

年齢を39歳で線引きしたことで、市議会からいろいろと意見をいただいております。ジャンルによって“若手”という場合の年代が違うということで、将来的には39歳という枠を柔軟にしてもらえないかという意見をいただいています。今後、この場所の運用状況を見ながらということになろうかと思います。

事務局

注意事項の(2)に記載しているように「但し、青少年育成に特化した催しを開催される場合に限り、利用される方の年齢制限は設けません。」としています。

理事A

ピアノの使用料も取らないのですか。

事務局

はい、取りません。

理事C

調律をする場合は？ 調律師は紹介してもらえるのですか。

事務局

はい、紹介します。調律料は実費をいただきます。

理事D

39歳以下ということについて、もっと上がよいのか下がよいのか、どちらの意見が多かったのですか。

事務局

どちらかというと、39歳が上限だという意見が多かったです。ジャンルによっては20代までが若手というものもありました。

理事D

この間、あるところで「奨励賞」を設けることになって、奨励賞ということは39歳までか40歳までかと、とても悩んでおられたところがありました。

理事A

奨励賞でそれを言い出すと大変ですね。

理事D

古典だと40歳でもまだ若いと言われますので。

議長

ここは、39歳までということから始めて、様子を見ていく。ここの様子も10年経てば変わっていき、新たな方向ということもあるかもしれません。まずは、39歳以下ということから始めるということです。

いかがでしょうか。他に何かございませんか。なければ、以上で本日の理事会を終わらせていただきます。

以上、定款第41条第2項の規定に基づき、理事長、副理事長、常務理事及び監事は、この議事録に次のとおり記名押印する。

令和6年（2024年）3月12日

理事長

河内 幸枝



副理事長

辰谷 義明



副理事長

古矢 直樹



常務理事

芦田 稔



監事

井田 一雄



監事

山本 多通男



公益財団法人 吹田市文化振興事業団

令和５年度 第２回 理事会

日時 令和６年３月１２日（火）午前１０時３０分から正午まで

場所 吹田市文化会館 １階 す い た あ と **SUITA×ART**（旧「和食さつき」）

議題 議案第６８号 令和６年度事業計画及び収支予算（案）について

議案第６９号 令和５年度第２回評議員会の招集について

報告第４３号 専決処分報告について

報告第４４号 代表理事及び業務執行理事の職務執行状況について

その他

議案第 6 8 号

令和 6 年度（2 0 2 4 年度）事業計画及び収支予算（案）について

令和 6 年 3 月 1 2 日提出

公益財団法人吹田市文化振興事業団
理 事 長 河 内 幸 枝

I 令和 6 年度事業計画

メイシアターの指定管理者として効果的・効率的な施設管理に取り組むとともに、公益目的事業を推進し、多彩な自主文化事業に取り組みます。

令和 6 年度は、新たに吹田の若いアーティストの発表の場 **SUITA×ART**（すいたあと）がオープンし、この活用をスタートするなど、以下の事業活動を行います。

1. 公益目的事業

＜市民の文化活動の振興を図る事業＞

市民の文化活動の振興を図り、個性豊かな地域文化の創造に寄与することを目的とします。

(1) 鑑賞型事業

市民の多様なニーズに応えるよう多彩なジャンルの質の高い事業を提供し、多くの市民が文化芸術を鑑賞できる機会をつくります。高齢者、障がい者、青少年など多くの市民に親しんでもらえるよう事業形態を工夫します。

〔主な事業〕

■大阪フィルハーモニー交響楽団 七夕コンサート

質の高いコンサートを安価で鑑賞できる機会。

■法村友井バレエ団「シンデレラ」

質の高いバレエ公演を安価で鑑賞できる機会。

■メイシアター文楽

吹田在住の人形遣い吉田一輔、簗悠親子が主演する鑑賞初心者向きの文楽公演。

■燐光群 演劇公演

高い芸術性と硬質の社会性を併せ持つ新作の上演。

■公園ライブ

より身近な環境で生演奏に触れてもらう機会。市内5大学の音楽サークルが結集するフェスティバルも開催。

(2) 創造型事業

事業企画の専門知識やネットワークを生かした独自の事業を企画・制作します。また、地域の人材を生かした事業により地域の活性化、魅力向上に繋がります。

〔主な事業〕

■演劇「智恵子（仮）」

関西で活躍中の演劇関係者を起用し、独自の演劇作品を創造します。

■深川秀夫バレエの世界

世界的に活躍した振付家が遺した多彩な演目を継承するため、一流のダンサー、スタッフが集結。

(3) 市民参加型事業

体験を通じて市民の文化芸術に対する興味を深めてもらい、市民が主役となって関わり自己実現できる場をつくります。創作活動において世代や価値観の垣根を超えた交流を促し、豊かな地域コミュニティづくりに寄与します。

〔主な事業〕

■関西フィルハーモニー管弦楽団 吹田市民の第九

小中学生から80歳代までで構成する200名の市民合唱団が、吹田出身の合唱指導者のもと練習を重ね、オーケストラと共演。

■千里金蘭大学共同事業 ファミリーミュージカル

公募による小学生から大学生、60歳代までの市民40名が、プロの演劇関係者と約30日間の稽古を経てミュージカルを上演。創作活動の中で参加者が繋がりを深めます。

■芸術芸能フェスティバル

市民に舞台発表の機会を提供する事業。地域で活動する器楽演奏、舞踊など15団体を公募し市民にお披露目します。

(4) 育成型事業

青少年の成長に資することを目的とした子ども向けの鑑賞事業、体験事業を継続的に実施します。地域における次世代の実演家、指導者、アートマネジメント人材の育成にも取り組みます。

〔主な事業〕

■ティーンズクラシックフェスティバル

吹田の青少年を対象にした学べるクラシック音楽コンクール。受賞者コンサート、公開レッスンや合唱練習、吹奏楽クリニックも。

■青少年育成事業 小学校アウトリーチ事業

小学校に吹田ゆかりのアーティストを派遣する音楽、演劇、能楽の体験講座。

■若手アーティスト育成事業

吹田の若手アーティストの発表の場として新設された **SUITA×ART**（すいたあと）で、コンサート、アートイベント、パフォーマンスライブ、ワークショップを開催。

(5) 連携型事業

より多くの市民を巻き込み、地域に密着した事業を拡大することを目的として、市内の民間団体、企業、大学、行政等と連携して事業を行います。

〔主な事業〕

■吹田市医師会懇談会イベント（民間団体との連携）

■スプラッシュパーティ（企業との連携）

■夏休み子供劇場（行政との連携）

■吹田市文化功労者表彰式典（行政との連携）

(6) 情報発信型事業

文化事業の情報提供や施設使用状況の公開など、市民の文化活動に資する情報提供に取り組みます。市民と文化芸術との接点を増やせるよう多様な媒体を活用します。

〔主な事業〕

■ホームページ、SNSの活用

■情報紙「メイシアターいんふおめーしょん」の発行

■デジタルサイネージの運用

■チラシ、ポスターの掲出

(7) 施設管理事業

これまでの実績を生かして一層の市民の文化の向上を図り、以下の方針にてメイシアターの管理運営を行います。

〔管理運営方針〕

■平等利用の確保

■個人情報保護、情報公開

■施設の利用促進

■安全対策

■経費の節減

■環境への配慮

2. 収益事業

＜市民の文化活動の振興に資する事業＞

公益目的事業に資することを目的に、以下の事業を行います。

(1) レストラン業務委託事業

レストラン「**CAFE DINING VALORE.** (バローレ)」を運営し、売上の一部を収益とするものです。とくにパーティーの利用を促進するなど事業者と連携・協力して業績の向上に努め、業務収益の増を図ります。

(2) 広告掲載受託事業

月間情報紙「メイシアターいんふおめーしょん」などに広告を掲載し、掲載料を得るものです。引き続き収益の確保に努めるとともに、広告掲載の拡大を図ります。

(3) 自動販売機設置事業

オリジナルラッピングをした飲料自動販売機6台（災害対応型）を設置し、売上の一部を収益とするものです。引き続き安定的、継続的に収益を確保していきます。

令和6年度（2024年度）公益目的事業一覧

<自主事業・共催事業>

公演日	場 所	公 演 名	公演 回数	内 容	事業 分類
令和6年 4月 7日(日)	大ホール	スーパークラシック アンサンブル	1	吹田市在住のヴァイオリニスト堀 江恵太を中心とした若手弦楽奏者 20人のアンサンブル。	(4) 育成型 共催事業
5月 5日(日)	大ホール	TATUYA ISHII スペシャルツアー 「MESSAGE II」	1	米米CLUBボーカリスト石井竜也 のコンサートツアー。	(1) 鑑賞型 共催事業
5月18日(土)	大ホール	ポラリス国際音楽祭 プレ企画vol.1 ワンコインコンサート	1	ピアノ／岡原慎也 クラリネット／エマニュエル・ヌヴー 他	(1) 鑑賞型 共催事業
5月19日(日)	中ホール	桂米朝一門会	1	桂南光、桂文之助、月亭八光 他	(1) 鑑賞型 自主事業
6月	帝国 ホテル	吹田市医師会 夏季懇談会イベント	1	吹田市医師会主催事業。ミニコンサ ートを実施。	(5) 連携型 自主事業
7月 4日(木)	中ホール	和太鼓松村組	1	和太鼓にマリンバやオカリナなど 民族楽器を融合させ独自の音楽を 追求する松村組のコンサート。	(1) 鑑賞型 共催事業
7月18日(木)	小ホール	ポラリス国際音楽祭 プレ企画vol.2 「メシアターから世界へ」	1	ピアノ、フルートなど若手演奏家 8名の入場無料コンサート。	(1) 鑑賞型 共催事業
7月23日(火) ～25日(木)	中ホール	HPF高校演劇祭	3	大阪府下2劇場と連携して行う“高 校演劇の甲子園”。メシアターで は3校の演劇部が出演。	(4) 育成型 共催事業
8月 3日(土)	大ホール	<市民平和のつどい> ワンコインコンサート	1	吹田ゆかりの若手演奏家によるク ラシック音楽のワンコインコンサ ート。	(4) 育成型 自主事業
8月24日(土)	小ホール 集会室	よってよって パペットカーニバル	2	プロ、アマの人形劇団が夏休みに開 催する人形劇祭。子どもも作品づく りに参加する。	(4) 育成型 共催事業
8月26日(月)	小ホール	関西歌劇団新進歌手による ソロコンサート	1	関西歌劇団準団員がオペラアリア と日本歌曲を披露する。	(1) 鑑賞型 共催事業
8月 令和7年3月	ロビー	吹田ジュニアオーケストラ ロビーコンサート	2	正午から開催する子どもの弦楽ア ンサンブルコンサート。 指揮／阪哲朗、金関環	(4) 育成型 共催事業

公演日	場 所	公 演 名	公演 回数	内 容	事業 分類
8月	EXPOCITY 空の広場	スプラッシュパーティ	1	近畿日本ツーリストと協力して実施するスプラッシュパーティ、ライブイベント。	(5) 連携型 自主事業
9月 1日(日)	大ホール 展示室	バレエ公演 深川秀夫バレエの世界	2	振付家深川秀夫の初の回顧公演。 出演／中村祥子、厚地康雄、米沢唯 他 指揮／守山俊吾	(1) 鑑賞型 共催事業
9月 8日(日)	大ホール	吹田のアーティスト ワンコインコンサート	1	ヴァイオリン／高木和弘 ヴィオラ／田中佑子 他	(1) 鑑賞型 自主事業
9月15日(日)	中ホール	桂米團治独演会	1	吹田在住、五代目桂米團治による落語会。	(1) 鑑賞型 自主事業
9月21日(土) 22日(日)	大ホール	関西歌劇団オペラ公演 「カヴァレリア・ルスティカーナ」 「道化師」	2	指揮／牧村邦彦 演出／井原広樹 管弦楽／大阪交響楽団	(1) 鑑賞型 共催事業
9月23日(月)	大ホール	グレートジャズシリーズ	1	関西のジャズ奏者が集う恒例のチャリティージャズコンサート。	(1) 鑑賞型 共催事業
10月19日(土) 20日(日)	大ホール 中ホール 他	ポラリス国際音楽祭	11	国内外の一流音楽家と子ども、市民が会えるコンサート。出演／マルティヌス・弦楽四重奏団、岡原慎也 他	(1) 鑑賞型 共催事業
10月29日(火)	中ホール	シネオペラ 「パヴァロッチ 太陽のテノール」	2	没後13年のテノール歌手の圧倒的歌声とカリスマ性を堪能できるドキュメンタリー映画。	(1) 鑑賞型 共催事業
11月 4日(月)	小ホール	古川忠義ギターコンサート	1	大阪を拠点に活躍するギタリストのソロコンサート。クラシック、ジャズなど幅広いレパートリーを演奏。	(1) 鑑賞型 自主事業
11月30日(土) 12月 1日(日)	大ホール	関西二期会オペラ公演 「こうもり」	2	指揮／鈴木恵里奈 演出／太田麻衣子 管弦楽／日本センチュリー交響楽団	(1) 鑑賞型 共催事業
12月21日(土) 22日(日)	中ホール	燐光群演劇公演	2	坂手洋二作・演出、芸術性と社会性を両立した演劇作品。	(1) 鑑賞型 共催事業
令和7年 1月12日(日)	中ホール	人形劇団クラルテ 「パンどろぼう」	1	親子で楽しめる人気絵本シリーズの人形劇。	(4) 育成型 共催事業
1月13日(月)	中ホール	桂春蝶落語会	1	吹田出身の落語家三代目桂春蝶の芸歴30周年記念公演。	(1) 鑑賞型 自主事業

公演日	場 所	公 演 名	公演 回数	内 容	事業 分類
1月26日(日)	中ホール	メイシアターメイトのつどい 映画会	2	メイシアターメイト会員対象の映画鑑賞会。	(1) 鑑賞型 自主事業
1月	リーガ ロイヤル ホテル	吹田市医師会 新春懇談会イベント	1	吹田市医師会主催事業。ミニコンサートを実施。	(5) 連携型 自主事業
2月19日(水) ～23日(日)	中ホール	大阪劇団協議会 プロデュース公演	5	大阪劇団協議会加盟の12劇団が総力を結集して上演する演劇公演。	(1) 鑑賞型 共催事業
3月 2日(日)	大ホール	関西フィルハーモニー管弦楽団 新春コンサート	1	指揮／藤岡幸夫指揮	(1) 鑑賞型 自主事業
3月22日(土)	中ホール	わらび座ミュージカル 「ゴホン！といえば」	2	マキノノゾミ脚本・演出作品。 龍角散のルーツ、秋田藩秘伝の薬をめぐる物語。	(1) 鑑賞型 共催事業
通年	SUITA × ART すいたあと	SUITA×ART (すいたあと) 若手アーティスト育成事業	5	コンサート、リーディング、ワークショップなど。	(4) 育成型 共催事業

<受託事業>

公演日	場 所	公 演 名	公演 回数	内 容	事業 分類
令和6年 4月21日(日)	SUITA × ART すいたあと	<若手アーティスト育成事業> 阿部宏美のすてきな絵本	2	阿部宏美（フリーアナウンサー） 神尾夏希（ピアノ） (文化スポーツ推進室)	(4) 育成型
4月27日(土) ～令和7年1月	練習室	すいたティーンズクラシック フェスティバル メイシアター少年少女合唱団	12	吹田市在住の小4～高3の25人による合唱団。月1回練習を実施。 講師／高木ひとみ (文化スポーツ推進室)	(4) 育成型
5月	小学校	<青少年育成事業> 小学校アウトリーチ事業 出張コンサート	3	小学校の音楽室へ吹田の若手演奏家が出張。 (文化スポーツ推進室)	(4) 育成型
5月～7月	SUITA × ART すいたあと	<若手アーティスト育成事業> ピアノ解体ショー	3	チェンバロからモダンピアノまで ピアノの歴史を学べる子ども向け 解体ショー。 (文化スポーツ推進室)	(4) 育成型
6月29日(土)	大ホール	<吹田市民劇場> 大阪フィルハーモニー交響楽団 セタコンサート	1	指揮／松本宗利音 曲目／調整中 (文化スポーツ推進室)	(1) 鑑賞型
7月29日(月) 30日(火)	小ホール	<青少年育成事業> 人形劇団みのむし ×人形劇団ココン	2	芸術性の高い人形劇を親子で楽しんでもらう公演。 (文化スポーツ推進室)	(4) 育成型

公演日	場 所	公 演 名	公演 回数	内 容	事業 分類
8月 2日(金)	中ホール	＜市民平和のつどい＞ 「落語と浪曲の夕べ」	1	落語と浪曲で平和の尊さを伝える 事業。 (人権平和室)	(1) 鑑賞型
8月 4日(日)	大ホール	＜市民平和のつどい＞ 平和コンサート	1	幅広い世代に人気の著名歌手による コンサート。 (文化スポーツ推進室)	(1) 鑑賞型
8月 8日(木)	中ホール	＜市民平和のつどい＞ 夏休み子供劇場	2	子どもを対象にした無料演劇公演。 (青少年室)	(5) 連携型
8月～9月	リハーサル室 他	すいたティーンズクラシック フェスティバル 審査員による公開レッスン	3	市内の十代の青少年を対象にした ピアノ、弦楽、歌の公開レッスン。 (文化スポーツ推進室)	(4) 育成型
10月	いずみの園 公園	＜ミュージックストリート＞ メシアター公園ライブ	1	日頃メシアターに縁のない市民 にも生演奏に触れてもらい、地域に 賑わいを生む屋外ライブ。 (文化スポーツ推進室)	(1) 鑑賞型
10月～11月	練習室	＜青少年育成事業＞ パントマイムワークショップ	4	小学校低学年を対象にした体験講 座。 講師／谷啓吾 (文化スポーツ推進室)	(4) 育成型
10月～11月	中ホール	＜青少年育成事業＞ 和太鼓ワークショップ	4	小学生～高校生を対象にした体験 講座。 講師／政本憲一 (文化スポーツ推進室)	(4) 育成型
10月～12月	リハーサル室 他	＜吹田市民劇場＞ 吹田市民の第九 合唱レッスン	5	一般公募による市民合唱団の合唱 練習。 講師／清原邦仁 他 (文化スポーツ推進室)	(3) 市民 参加型
11月 3日(日)	レセプション ホール	吹田市文化功労者表彰式典	1	文化振興に功績のあった市民を表 彰する式典。 (文化スポーツ推進室)	(5) 連携型
11月 3日(日)	いずみの園 公園 SUITA×ART	＜ミュージックストリート＞ 5大学公園フェス	1	文化の日に、館内外に地域に賑わい を生む屋外ライブ。 (文化スポーツ推進室)	(1) 鑑賞型
11月 3日(日)	ロビー	すいたティーンズクラシック フェスティバル メシアター少年少女合唱団 ロビーコンサート	1	文化の日に、館内外に地域に賑わい を生むロビーコンサート。 (文化スポーツ推進室)	(4) 育成型
11月26日(火)	中ホール	＜吹田市民劇場＞ メシアター文楽	1	吹田在住の吉田一輔、吉田養悠親子 主演の文楽公演。 (文化スポーツ推進室)	(1) 鑑賞型
11月	中学校	すいたティーンズクラシック フェスティバル ブラスクリニック	9	市内中学校吹奏楽部員約100人を 対象にしたプロ奏者が講師を務め る楽器別クリニック。 (文化スポーツ推進室)	(4) 育成型

公演日	場 所	公 演 名	公演 回数	内 容	事業 分類
12月15日(日)	大ホール	第15回 すいたティーンズクラシック フェスティバル	2	市内在住・在校の十代の青少年を対象にしたクラシック音楽のコンクール。予選／11月10日(日) (文化スポーツ推進室)	(4) 育成型
12月22日(日)	大ホール	＜吹田市民劇場＞ 吹田市民の第九 関西フィルハーモニー管弦楽団 スペシャルコンサート	1	公募による市民合唱団と藤岡幸夫指揮の関西フィルとの共演。市内中学校合唱部も参加。 (文化スポーツ推進室)	(3) 市民 参加型
12月	小学校	＜青少年育成事業＞ 小学校アウトリーチ事業 能楽ワークショップ	2	吹田在住の能楽師林本大が能楽を紹介するアウトリーチ事業。 (文化スポーツ推進室)	(4) 育成型
12月	小学校	＜青少年育成事業＞ 小学校アウトリーチ事業 演劇ワークショップ	2	小学生を対象にした演劇体験、コミュニケーションワークショップ。 (文化スポーツ推進室)	(4) 育成型
令和7年 1月 5日(日)	中ホール	すいたティーンズクラシック フェスティバル フレッシュコンサート	1	受賞者によるピアノ、ヴァイオリン、声楽などのコンサート。 (文化スポーツ推進室)	(4) 育成型
1月18日(土)	中ホール	芸術芸能フェスティバル	1	吹田市民を対象に出演者を公募する舞台の祭典。 (文化スポーツ推進室)	(3) 市民 参加型
1月～3月	千里金蘭 大学 中ホール	＜吹田市民劇場＞ 千里金蘭大学共同事業 ファミリーミュージカル ワークショップ	5	千里金蘭大学の学生と幅広い世代の市民を対象にした演技・歌・ダンスのワークショップ。 (文化スポーツ推進室)	(4) 育成型
2月 8日(土) 9日(日)	小ホール	＜吹田市民劇場＞ SHOW劇場 「智恵子(仮)」	4	作／高橋恵 演出／上田一軒 出演／調整中 (文化スポーツ推進室)	(2) 創造型
3月 9日(日)	大ホール	＜吹田市民劇場＞ 法村友井バレエ団 「シンデレラ」全幕	1	親子で楽しめる質の高いバレエ公演。 (文化スポーツ推進室)	(1) 鑑賞型
3月15日(土) 16日(日)	中ホール	＜吹田市民劇場＞ 千里金蘭大学共同事業 ファミリーミュージカル	3	千里金蘭大学との共同事業。市民参加による創作ミュージカル。 作・演出／片岡百萬両 (文化スポーツ推進室)	(3) 市民 参加型
3月20日(木)	いずみの園 公園	＜ミュージックストリート＞ メシアター公園ライブ	1	春分の日、地域に賑わいを生む屋外ライブ。 (文化スポーツ推進室)	(1) 鑑賞型
通年	SUITA × ART すいたあと	＜若手アーティスト育成事業＞ タイトル調整中	5	若手アーティストによるライブ、アート、パフォーマンスイベントや子ども向け体験講座。 (文化スポーツ推進室)	(4) 育成型

<自主事業－情報発信型事業>

事業名	おもな内容
ホームページによる情報発信	イベントの情報、チケットの予約・購入 メイシアターの利用情報、空き状況検索 事業団の情報公開 など
SNS（X、Facebook、LINE、メルマガ）を活用した情報発信	イベントの最新情報（発売、募集など） メイシアターの最新情報
デジタルサイネージの運用	イベントの情報 館内催し物案内 フロアガイド など
メイシアターいんふおめーしょんの発行	イベントの情報 チケットの購入方法 月間イベントカレンダー など
チケット関連サービス	チケット予約・問合せ専用ダイヤル チケット購入ポイント特典サービス（メイシアターメイト）
チラシ、ポスターの掲出	メイシアターのイベントのチラシ、ポスター 他館のイベントのチラシ、ポスター 吹田市の情報 など
市報すいた（吹田市発行）への情報掲載	メイシアター専用紙面（1 ページ） 市内全戸配布（月1 回）

<施設管理事業>

事業名	内 容
平等利用の確保	条例、規則、マニュアル等の遵守 受付マニュアル、施設管理システム 受付抽選業務
個人情報保護、情報公開	プライバシーマークに準拠した個人情報保護マネジメント 個人情報保護規程、情報公開規程
施設の利用促進	来場者アンケート オンライン化の推進（空き状況検索システム、ネットチケット販売など） スタッフによる利用者支援（舞台技術支援、広報協力など） ロビーのディスプレイ（鏡餅、雛飾り、五月人形、七夕、Xmas ツリーなど）
安全対策	設備等の保守点検 危機管理マニュアル 避難誘導訓練、救命救急講習など
経費の節減	委託業務の効率化、入札等による委託費の適正化 環境経営マネジメントの推進（エネルギー使用の効率化、消耗品の削減など）
環境への配慮	エコアクション 21 に準拠した環境経営マネジメント 環境活動レポート 環境啓発活動（環境イベントへの参加など）

Ⅱ 令和6年度 収支予算(案)

収 支 予 算 書

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

(単位:円)

科 目	予算額	前年度予算額	増減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1)経常収益			
①基本財産運用益	2,600,000	543,000	2,057,000
01 基本財産受取利息	2,600,000	543,000	2,057,000
②事業収益	459,075,000	465,490,000	△ 6,415,000
01 施設管理事業収益	398,037,000	408,952,000	△ 10,915,000
02 受託事業収益	39,813,000	39,650,000	163,000
03 入場券販売収益	5,716,000	4,550,000	1,166,000
04 レストラン業務収益	918,000	433,000	485,000
05 友の会会費収益	1,051,000	1,024,000	27,000
06 サービス事業収益	1,739,000	1,533,000	206,000
07 物品販売収益	303,000	361,000	△ 58,000
08 手数料収益	6,609,000	6,236,000	373,000
09 広告料収益	600,000	600,000	0
10 負担金収益	4,289,000	2,151,000	2,138,000
③ 受取補助金等	0	2,750,000	△ 2,750,000
01 文化事業助成金収益	0	2,750,000	△ 2,750,000
④ 寄付金収益	242,000	323,000	△ 81,000
01 寄付金収益	242,000	323,000	△ 81,000
⑤ 雑収益	2,000	2,000	0
01 受取利息	1,000	1,000	0
02 雑収益	1,000	1,000	0
経常収益計	461,919,000	469,108,000	△ 7,189,000
(2)経常費用			
① 自主事業費	20,300,000	19,170,000	1,130,000
04 賃金	25,000	25,000	0
05 福利厚生費	1,000	1,000	0
06 会議費	14,000	14,000	0
07 旅費	110,000	100,000	10,000
08 交際費	40,000	40,000	0
09 通信運搬費	356,000	259,000	97,000
10 什器備品費	300,000	300,000	0
11 消耗品費	500,000	423,000	77,000
12 交通費	51,000	51,000	0
13 修繕費	462,000	462,000	0
14 印刷製本費	2,916,000	2,594,000	322,000
15 光熱水料費	85,000	69,000	16,000
16 賃借料	1,625,000	1,367,000	258,000
17 保険料	50,000	50,000	0
18 諸謝金	500,000	617,000	△ 117,000
19 手数料	1,273,000	900,000	373,000
20 租税公課	54,000	35,000	19,000
21 著作権料	200,000	140,000	60,000
22 負担金	147,000	147,000	0
23 委託費	11,391,000	11,472,000	△ 81,000
24 広告宣伝費	99,000	69,000	30,000
25 公演賄費	100,000	34,000	66,000
30 雑費	1,000	1,000	0

(単位:円)

科 目	予算額	前年度予算額	増減
② 施設管理事業費	393,907,000	400,744,000	△ 6,837,000
02 給料手当	105,099,000	103,831,000	1,268,000
03 退職給付費用	3,349,000	13,223,000	△ 9,874,000
04 賃金	0	0	0
05 福利厚生費	18,025,000	17,802,000	223,000
07 旅費	159,000	159,000	0
09 通信運搬費	1,350,000	1,350,000	0
11 消耗品費	4,769,000	4,769,000	0
13 修繕費	12,100,000	12,100,000	0
14 印刷製本費	1,949,000	1,949,000	0
15 光熱水料費	63,646,000	63,646,000	0
16 賃借料	11,070,000	11,070,000	0
17 保険料	205,000	205,000	0
19 手数料	126,000	126,000	0
20 租税公課	13,203,000	14,449,000	△ 1,246,000
22 負担金	96,000	96,000	0
23 委託費	158,761,000	155,969,000	2,792,000
③ 受託事業費	39,813,000	39,650,000	163,000
04 賃金	0	120,000	△ 120,000
05 福利厚生費	0	1,000	△ 1,000
06 会議費	0	0	0
07 旅費	0	1,000	△ 1,000
09 通信運搬費	476,000	492,000	△ 16,000
11 消耗品費	500,000	345,000	155,000
12 交通費	12,000	15,000	△ 3,000
14 印刷製本費	1,476,000	1,316,000	160,000
16 賃借料	2,322,000	2,412,000	△ 90,000
17 保険料	0	10,000	△ 10,000
18 諸謝金	3,647,000	3,002,000	645,000
19 手数料	1,967,000	2,252,000	△ 285,000
20 租税公課	50,000	44,000	6,000
21 著作権料	267,000	380,000	△ 113,000
23 委託費	28,562,000	28,760,000	△ 198,000
24 広告宣伝費	315,000	165,000	150,000
25 公演助費	217,000	318,000	△ 101,000
30 雑費	2,000	17,000	△ 15,000
④ 管理費	9,592,000	9,884,000	△ 292,000
01 役員報酬	1,101,000	1,101,000	0
02 給料手当	5,532,000	5,465,000	67,000
03 退職給付費用	373,000	744,000	△ 371,000
05 福利厚生費	949,000	937,000	12,000
06 会議費	34,000	34,000	0
07 旅費	100,000	100,000	0
08 交際費	11,000	11,000	0
09 通信運搬費	66,000	66,000	0
11 消耗品費	172,000	172,000	0
12 交通費	10,000	10,000	0
14 印刷製本費	55,000	55,000	0
17 保険料	26,000	26,000	0
18 諸謝金	165,000	165,000	0
19 手数料	210,000	210,000	0
20 租税公課	575,000	575,000	0
22 負担金	173,000	173,000	0
24 広告宣伝費	40,000	40,000	0
経常費用計	463,612,000	469,448,000	△ 5,836,000
当期経常増減額	△ 1,693,000	△ 340,000	△ 1,353,000

(単位:円)

科 目	予算額	前年度予算額	増減
2. 経常外増減の部			
(1)経常外収益計	0	0	0
(2)経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	△ 1,693,000	△ 340,000	△ 1,353,000
一般正味財産期首残高	△ 11,576,223	△ 11,236,223	△ 340,000
一般正味財産期末残高	△ 13,269,223	△ 11,576,223	△ 1,693,000
Ⅱ 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	200,000,000	200,000,000	0
指定正味財産期末残高	200,000,000	200,000,000	0
Ⅲ 正味財産期末残高	186,730,777	188,423,777	△ 1,693,000

収支予算書 内訳表

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

(単位:円)

科目	公益目的事業会計	収益事業会計	法人会計	内部取引 消去	合計
	公1	収1			
	市民の文化活動 の振興を図る事業	市民の文化活動の 振興に資する事業			
I 一般正味財産増減の部					
1. 経常増減の部					
(1)経常収益					
①基本財産運用益	0	0	2,600,000		2,600,000
01 基本財産受取利息	0	0	2,600,000		2,600,000
②事業収益	409,223,900	42,998,700	6,852,400		459,075,000
01 施設管理事業収益	351,380,900	39,803,700	6,852,400		398,037,000
02 受託事業収益	39,813,000	0	0		39,813,000
03 入場券販売収益	5,716,000	0	0		5,716,000
04 レストラン業務収益	0	918,000	0		918,000
05 友の会会費収益	1,051,000	0	0		1,051,000
06 サービス事業収益	1,739,000	0	0		1,739,000
07 物品販売収益	303,000	0	0		303,000
08 手数料収益	4,932,000	1,677,000	0		6,609,000
09 広告料収益	0	600,000	0		600,000
10 負担金収益	4,289,000	0	0		4,289,000
③受取補助金等	0	0	0		0
01 文化事業助成金収益	0	0	0		0
④寄付金収益	242,000	0	0		242,000
01 寄付金収益	242,000	0	0		242,000
⑤雑収益	2,000	0	0		2,000
01 受取利息	1,000	0	0		1,000
02 雑収益	1,000	0	0		1,000
経常収益計	409,467,900	42,998,700	9,452,400		461,919,000
(2)経常費用					
①自主事業費	19,929,000	371,000	0		20,300,000
04 賃金	25,000	0	0		25,000
05 福利厚生費	1,000	0	0		1,000
06 会議費	14,000	0	0		14,000
07 旅費	110,000	0	0		110,000
08 交際費	40,000	0	0		40,000
09 通信運搬費	356,000	0	0		356,000
10 什器備品費	300,000	0	0		300,000
11 消耗品費	500,000	0	0		500,000
12 交通費	51,000	0	0		51,000
13 修繕費	462,000	0	0		462,000
14 印刷製本費	2,695,000	221,000	0		2,916,000
15 光熱水料費	0	85,000	0		85,000
16 貸借料	1,561,000	64,000	0		1,625,000
17 保険料	50,000	0	0		50,000
18 諸謝金	500,000	0	0		500,000
19 手数料	1,273,000	0	0		1,273,000
20 租税公課	53,000	1,000	0		54,000
21 著作権料	200,000	0	0		200,000
22 負担金	147,000	0	0		147,000
23 委託費	11,391,000	0	0		11,391,000
24 広告宣伝費	99,000	0	0		99,000
25 公演賄費	100,000	0	0		100,000
30 雑費	1,000	0	0		1,000

(単位:円)

②施設管理事業費	353,831,600	40,075,400	0	393,907,000
02 給料手当	94,036,000	11,063,000	0	105,099,000
03 退職給付費用	2,977,000	372,000	0	3,349,000
05 福利厚生費	16,128,000	1,897,000	0	18,025,000
07 旅費	143,100	15,900	0	159,000
09 通信運搬費	1,215,000	135,000	0	1,350,000
11 消耗品費	4,292,100	476,900	0	4,769,000
13 修繕費	10,890,000	1,210,000	0	12,100,000
14 印刷製本費	1,754,100	194,900	0	1,949,000
15 光熱水料費	57,281,400	6,364,600	0	63,646,000
16 賃借料	9,963,000	1,107,000	0	11,070,000
17 保険料	184,500	20,500	0	205,000
19 手数料	113,400	12,600	0	126,000
20 租税公課	11,882,700	1,320,300	0	13,203,000
22 負担金	86,400	9,600	0	96,000
23 委託費	142,884,900	15,876,100	0	158,761,000
③受託事業費	39,813,000	0	0	39,813,000
04 賃金	0	0	0	0
05 福利厚生費	0	0	0	0
07 旅費	0	0	0	0
09 通信運搬費	476,000	0	0	476,000
11 消耗品費	500,000	0	0	500,000
12 交通費	12,000	0	0	12,000
14 印刷製本費	1,476,000	0	0	1,476,000
16 賃借料	2,322,000	0	0	2,322,000
17 保険料	0	0	0	0
18 諸謝金	3,647,000	0	0	3,647,000
19 手数料	1,967,000	0	0	1,967,000
20 租税公課	50,000	0	0	50,000
21 著作権料	267,000	0	0	267,000
23 委託費	28,562,000	0	0	28,562,000
24 広告宣伝費	315,000	0	0	315,000
25 公演助費	217,000	0	0	217,000
30 雑費	2,000	0	0	2,000
④管理費	0	0	9,592,000	9,592,000
01 役員報酬	0	0	1,101,000	1,101,000
02 給料手当	0	0	5,532,000	5,532,000
03 退職給付費用	0	0	373,000	373,000
05 福利厚生費	0	0	949,000	949,000
06 会議費	0	0	34,000	34,000
07 旅費	0	0	100,000	100,000
08 交際費	0	0	11,000	11,000
09 通信運搬費	0	0	66,000	66,000
11 消耗品費	0	0	172,000	172,000
12 交通費	0	0	10,000	10,000
14 印刷製本費	0	0	55,000	55,000
17 保険料	0	0	26,000	26,000
18 諸謝金	0	0	165,000	165,000
19 手数料	0	0	210,000	210,000
20 租税公課	0	0	575,000	575,000
22 負担金	0	0	173,000	173,000
24 広告宣伝費	0	0	40,000	40,000
経常費用計	413,573,600	40,446,400	9,592,000	463,612,000
当期経常増減額	△ 4,105,700	2,552,300	△ 139,600	△ 1,693,000

(単位:円)

2. 経常外増減の部					
(1)経常外収益計	0	0	0		0
(2)経常外費用計	0	0	0		0
当期経常外増減額	0	0	0		0
他会計振替額	2,552,300	△ 2,552,300	0		0
当期一般正味財産増減額	△ 1,553,400	0	△ 139,600		△ 1,693,000
一般正味財産期首残高	△ 15,052,238	30,899,206	△ 27,423,191		△ 11,576,223
一般正味財産期末残高	△ 16,605,638	30,899,206	△ 27,562,791		△ 13,269,223
II 指定正味財産増減の部					
当期指定正味財産増減額	0	0	0		0
指定正味財産期首残高	0	0	200,000,000		200,000,000
指定正味財産期末残高	0	0	200,000,000		200,000,000
III 正味財産期末残高	△ 16,605,638	30,899,206	172,437,209		186,730,777

令和 6 年度 資金調達及び設備投資の見込みについて

(令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで)

(1) 資金調達の見込みについて

当期中における借入れの予定はありません。

(2) 設備投資の見込みについて

当期中における重要な設備投資（除却又は売却を含む）の予定はありません。

議案第 6 9 号

令和 5 年度第 2 回評議員会の招集について

定款第 2 0 条第 1 項の規定に基づき、評議員会を招集するため、理事会の議決を求めるものです。

令和 6 年 3 月 1 2 日提出

公益財団法人吹田市文化振興事業団
理 事 長 河 内 幸 枝

(提案理由)

定款第 1 0 条第 1 項に定める評議員会の承認を求め、次のとおり評議員会を開催する必要がありますのでこの案を提出します。

令和 5 年度第 2 回評議員会 (案)

1 日時

令和 6 年 3 月 2 7 日 (水) 午前 1 1 時から正午まで

2 場所

吹田市文化会館 1 階 す い た あ と
SUITA×ART

3 目的である事項

- (1) 議案第 4 6 号 令和 6 年度事業計画及び収支予算 (案) の承認について
- (2) その他

報告第43号

専決処分報告について

下記事項について、理事長専決処分要領（平成24年要領第6号）第2条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定に基づき報告し、承認を求めます。

令和6年3月12日

公益財団法人吹田市文化振興事業団
理事長 河内幸枝

記

専決処分年月日	専決処分事項
令和6年1月15日	職員給与規程の一部を改正する規程等の制定について（専決第2号）

以上

専決第2号

職員給与規程の一部を改正する規程等の制定について

職員給与規程の一部を改正する規程及び非常勤嘱託職員給与規程の一部を改正する規程を次のとおり制定します。

令和6年1月15日専決

公益財団法人吹田市文化振興事業団
理事長 河内幸枝

専決処分理由

吹田市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定に伴い、当事業団においても吹田市に準じ改正を行うため、専決処分するものです。

規程第151号

公益財団法人吹田市文化振興事業団職員給与規程の一部を改正する規程（案）

（公益財団法人吹田市文化振興事業団職員給与規程の一部改正）

第1条 公益財団法人吹田市文化振興事業団職員給与規程（昭和59年規程第5号）の一部を次のように改正する。

第16条第1項中「理事長が定める割合」の次に「（その勤務した時間が1箇月について60時間を超えた場合におけるその超えた時間については100分の150）」を加える。

第21条第2項中「100分の120」を「、6月に支給する場合には100分の120を、12月に支給する場合には100分の125」に改める。

第22条第2項中「100分の100」を「、6月に支給する場合には100分の100を、12月に支給する場合には100分の105」に改める。

附則第2項中「178,000」を「189,400」に改める。

別表第2を次のように改める。

別表第2

給 料 表

職務の 等級	1 等級	2 等級	3 等級	4 等級	5 等級	6 等級	7 等級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円	円
1	459,900	410,300	365,500	323,100	271,600	240,900	162,100
2	463,000	412,700	368,100	325,300	273,200	242,400	163,200
3	466,000	415,200	370,500	327,500	274,700	243,800	164,400
4	469,000	417,600	372,900	329,500	276,300	245,200	165,500
5	472,000	419,500	374,800	331,500	277,800	246,400	166,600
6	475,000	421,600	377,300	333,500	279,500	248,000	167,700
7	478,000	423,700	379,600	335,400	281,300	249,500	168,800
8	481,100	425,900	382,100	337,300	283,100	250,900	169,900
9	483,800	427,800	384,500	339,200	284,800	252,000	170,900
10	486,900	429,900	387,100	341,200	286,700	253,400	172,300
11	489,900	432,000	389,700	343,200	288,500	254,900	173,600
12	493,000	433,900	392,300	345,200	290,300	256,200	174,900
13	495,700	435,600	394,600	347,000	292,100	257,500	176,100
14	498,000	437,400	396,900	349,000	293,700	258,700	177,600
15	500,300	439,300	399,100	350,900	295,100	259,900	179,100
16	502,600	441,200	401,400	352,800	296,500	261,100	180,700
17	504,600	443,000	403,200	354,500	298,000	262,300	181,800
18	506,000	444,800	405,100	356,500	300,000	263,600	183,200
19	507,500	446,600	407,000	358,300	302,000	264,900	184,600
20	508,900	448,300	408,800	360,200	303,800	266,200	186,000
21	510,100	450,100	410,600	362,100	305,500	267,600	187,300
22	511,500	451,600	412,400	364,000	307,400	269,100	189,600
23	513,000	453,000	414,200	365,900	309,300	270,700	191,800
24	514,500	454,500	416,000	367,800	311,100	272,200	194,000
25	515,600	455,900	417,600	369,700	312,800	273,800	196,200
26	516,700	457,200	419,100	371,600	314,800	275,500	197,900
27	517,900	458,500	420,600	373,500	316,800	277,100	199,400
28	519,100	459,700	422,100	375,400	318,700	278,700	200,900
29	520,100	460,700	423,600	376,900	320,400	280,300	202,400
30	521,000	461,400	424,900	378,700	322,400	281,800	203,800
31	521,900	462,200	426,200	380,500	324,400	283,300	205,200
32	522,800	462,900	427,400	382,100	326,400	284,800	206,600
33	523,600	463,600	428,600	383,800	327,600	285,900	208,000
34	524,500	464,400	429,900	385,200	329,600	287,500	209,700
35	525,200	465,100	431,200	386,600	331,500	289,000	211,400
36	525,700	465,700	432,400	388,000	333,500	290,500	212,900
37	526,400	466,200	433,600	389,400	335,400	291,900	214,400
38	527,000	466,800	434,400	390,600	337,300	293,500	216,200
39	527,800	467,400	435,200	391,800	339,200	295,100	217,900
40	528,400	468,000	436,000	392,800	341,100	296,700	219,600
41	528,900	468,500	436,600	393,900	342,900	298,200	221,100
42		469,000	437,300	395,100	344,800	299,800	222,600
43		469,400	438,000	396,200	346,600	301,300	224,100
44		469,700	438,700	397,300	348,400	302,800	225,600
45		470,000	439,500	398,000	349,900	304,400	226,800
46			440,300	398,700	351,300	306,000	228,200

47			440, 700	399, 400	352, 700	307, 600	229, 600
48			441, 400	400, 100	354, 200	309, 100	231, 000
49			441, 900	400, 700	355, 700	310, 000	232, 400
50			442, 300	401, 300	356, 500	311, 500	234, 000
51			442, 700	401, 800	357, 500	313, 000	235, 500
52			443, 100	402, 200	358, 500	314, 600	236, 900
53			443, 500	402, 600	359, 400	316, 200	238, 100
54			443, 900	402, 900	360, 500	317, 800	239, 700
55			444, 300	403, 200	361, 400	319, 300	241, 200
56			444, 600	403, 500	362, 400	320, 800	242, 600
57			444, 900	403, 800	363, 300	322, 200	243, 600
58			445, 300	404, 100	364, 000	323, 400	245, 100
59			445, 600	404, 400	364, 700	324, 500	246, 400
60			445, 900	404, 700	365, 300	325, 600	247, 600
61			446, 200	405, 000	365, 700	326, 300	248, 700
62				405, 300	366, 300	327, 200	249, 700
63				405, 600	367, 000	328, 000	250, 600
64				405, 900	367, 700	328, 800	251, 500
65				406, 200	368, 000	329, 600	252, 400
66				406, 500	368, 700	330, 000	253, 300
67				406, 800	369, 400	330, 600	254, 100
68				407, 100	370, 000	331, 300	254, 900
69				407, 300	370, 300	332, 100	255, 600
70				407, 600	370, 900	332, 800	256, 700
71				407, 900	371, 600	333, 500	257, 900
72				408, 100	372, 200	334, 100	259, 000
73				408, 300	372, 500	334, 600	260, 200
74				408, 600	373, 100	335, 200	261, 400
75				408, 900	373, 800	335, 700	262, 500
76				409, 100	374, 400	336, 300	263, 600
77				409, 300	374, 800	336, 600	264, 700
78				409, 600	375, 300	337, 100	265, 800
79				409, 900	375, 900	337, 500	266, 900
80				410, 100	376, 400	337, 900	267, 900
81				410, 300	376, 900	338, 300	268, 900
82				410, 600	377, 500	338, 800	269, 900
83				410, 900	378, 000	339, 300	270, 900
84				411, 100	378, 300	339, 800	271, 800
85				411, 300	378, 700	340, 100	272, 700
86					379, 200	340, 500	273, 600
87					379, 600	341, 000	274, 500
88					380, 000	341, 400	275, 400
89					380, 400	341, 700	276, 300
90					380, 900	342, 100	277, 200
91					381, 300	342, 600	278, 100
92					381, 700	343, 000	279, 000
93					382, 000	343, 200	280, 000
94						343, 600	281, 000
95						344, 100	281, 900
96						344, 500	282, 800
97						344, 700	283, 300
98						345, 100	284, 000

99						345,500	284,700
100						345,800	285,600
101						346,100	286,600
102						346,500	287,400
103						346,900	288,200
104						347,300	289,000
105						347,800	289,700
106						348,200	290,200
107						348,600	290,600
108						349,000	291,000
109						349,500	291,200
110						349,900	291,500
111						350,200	291,700
112						350,500	292,000
113						351,000	292,200
114							292,400
115							292,700
116							292,900
117							293,200
118							293,500
119							293,800
120							294,100
121							294,400
122							294,800
123							295,100
124							295,500
125							295,700
126							295,900
127							296,200
128							296,600
129							296,800
130							297,100
131							297,500
132							297,900
133							298,100
134							298,400
135							298,800
136							299,100
137							299,300
138							299,600
139							300,000
140							300,300
141							300,500
142							300,900
143							301,300
144							301,600
145							301,800
146							302,000
147							302,300
148							302,700
149							302,900
150							303,100

151						303,400
152						303,700
153						304,100
154						304,300
155						304,600
156						304,900
157						305,200

(公益財団法人吹田市文化振興事業団職員給与規程の一部改正)

第2条 公益財団法人吹田市文化振興事業団職員給与規程の一部を次のように改正する。

第21条第2項中「、6月に支給する場合には100分の120を、12月に支給する場合には100分の125」を「100分の122.5」に改める。

第22条第2項中「、6月に支給する場合には100分の100を、12月に支給する場合には100分の105」を「100分の102.5」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規程は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の公益財団法人吹田市文化振興事業団職員給与規程（以下「改正後の規程」という。）の規定は、令和5年4月1日から適用する。
(給与の内払)
- 3 改正後の規程の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の公益財団法人吹田市文化振興事業団職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。
(委任)
- 4 前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

規程第152号

公益財団法人吹田市文化振興事業団非常勤嘱託職員給与規程の一部を改正する規程（案）

(公益財団法人吹田市文化振興事業団非常勤嘱託職員給与規程の一部改正)

第1条 公益財団法人吹田市文化振興事業団非常勤嘱託職員給与規程（平成13年規程第70号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「119,200」を「126,300」に改める。

第7条第1項中「理事長が定める割合」の次に「(その勤務した時間が1箇月について60時間を超えた場合におけるその超えた時間については100分の150)」を加える。

第8条第2項中「100分の220」を「、6月に支給する場合には100分の220を、12月に支給する場合には100分の230」に改める。

(公益財団法人吹田市文化振興事業団非常勤嘱託職員給与規程の一部改正)

第2条 公益財団法人吹田市文化振興事業団非常勤嘱託職員給与規程の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「、6月に支給する場合には100分の220を、12月に支給する場合には100分の230」を「100分の225」に改める。

附則

(施行期日等)

- 1 この規程は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の公益財団法人吹田市文化振興事業団非常勤嘱託職員給与規程（以下「改正後の規程」という。）の規定は、令和5年4月1日から適用する。
(給与の内払)
- 3 改正後の規程の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の公益財団法人吹田市文化振興事業団非常勤嘱託職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。
(委任)
- 4 前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

第1条関係

職員給与規程 現行・改正案対照表

は改正箇所

現 行	改 正 案
(時間外勤務手当) 第16条 正規の勤務時間を超えて、又は休日に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間を超えて、又は休日に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第18条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の125から100分の150までの範囲内で<u>理事長が定める割合</u>を乗じて得た額(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの場合には、その割合に100分の25を加算した割合を乗じて得た額。)を時間外勤務手当として支給する。 2 } ----- 略 ----- 3 } 4 } (期末手当) 第21条 ----- 略 ----- 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の120</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1) } ----- 略 ----- 3 } (4) } 3 } ----- 略 ----- 3 } 6 }	(時間外勤務手当) 第16条 正規の勤務時間を超えて、又は休日に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間を超えて、又は休日に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第18条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の125から100分の150までの範囲内で<u>理事長が定める割合(その勤務した時間が1箇月について60時間を超えた場合におけるその超えた時間については100分の150)</u>を乗じて得た額(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの場合には、その割合に100分の25を加算した割合を乗じて得た額。)を時間外勤務手当として支給する。 2 } ----- 略 ----- 3 } 4 } (期末手当) 第21条 ----- 略 ----- 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の120を、12月に支給する場合には100分の125</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1) } ----- 略 ----- 3 } (4) } 3 } ----- 略 ----- 3 } 6 }

現 行	改 正 案
(勤勉手当) 第 2 2 条 ----- 略 ----- 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、理事長の定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の100</u>を乗じて得た額の総額を超えてはならない。 3 } ----- 略 ----- 4 } ----- 略 ----- 附 則 (施行期日) 1 ----- 略 ----- (嘱託員の給与) 2 嘱託員の給料は、月額<u>178,000</u>円とする。 3 } ----- 略 ----- 4 } ----- 略 ----- (60歳を超える職員の給料月額の特例) 5 } ----- 略 ----- 6 } ----- 略 ----- (管理監督職勤務上限年齢調整額) 7 } ----- 略 ----- 8 } ----- 略 ----- 11 } ----- 略 ----- (20年以上25年未満勤続後の60歳以後退職者の退職手当の額の特例) 12 ----- 略 ----- (25年以上勤続後の60歳以後退職者の退職手当の額の特例) 13 ----- 略 ----- (給料月額の減額改定の特例) 14 } ----- 略 ----- 15 } ----- 略 -----	(勤勉手当) 第 2 2 条 ----- 略 ----- 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、理事長の定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の勤勉手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の100を、12月に支給する場合には100分の105</u>を乗じて得た額の総額を超えてはならない。 3 } ----- 略 ----- 4 } ----- 略 ----- 附 則 (施行期日) 1 ----- 略 ----- (嘱託員の給与) 2 嘱託員の給料は、月額<u>189,400</u>円とする。 3 } ----- 略 ----- 4 } ----- 略 ----- (60歳を超える職員の給料月額の特例) 5 } ----- 略 ----- 6 } ----- 略 ----- (管理監督職勤務上限年齢調整額) 7 } ----- 略 ----- 8 } ----- 略 ----- 11 } ----- 略 ----- (20年以上25年未満勤続後の60歳以後退職者の退職手当の額の特例) 12 ----- 略 ----- (25年以上勤続後の60歳以後退職者の退職手当の額の特例) 13 ----- 略 ----- (給料月額の減額改定の特例) 14 } ----- 略 ----- 15 } ----- 略 -----

現 行								改 正 案							
別表第2								別表第2							
給 料 表								給 料 表							
職務の 等級	1 等級	2 等級	3 等級	4 等級	5 等級	6 等級	7 等級	職務の 等級	1 等級	2 等級	3 等級	4 等級	5 等級	6 等級	7 等級
号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円	円		円	円	円	円	円	円	円
1	458,400	408,100	362,900	319,200	266,000	234,400	150,100	1	459,900	410,300	365,500	323,100	271,600	240,900	162,100
2	461,500	410,500	365,500	321,400	267,700	236,000	151,200	2	463,000	412,700	368,100	325,300	273,200	242,400	163,200
3	464,500	413,000	367,900	323,700	269,200	237,500	152,400	3	466,000	415,200	370,500	327,500	274,700	243,800	164,400
4	467,500	415,400	370,500	325,900	271,000	239,000	153,500	4	469,000	417,600	372,900	329,500	276,300	245,200	165,500
5	470,500	417,300	372,400	328,100	272,700	240,300	154,600	5	472,000	419,500	374,800	331,500	277,800	246,400	166,600
6	473,500	419,600	374,900	330,100	274,500	241,900	155,700	6	475,000	421,600	377,300	333,500	279,500	248,000	167,700
7	476,500	421,700	377,200	332,300	276,300	243,400	156,800	7	478,000	423,700	379,600	335,400	281,300	249,500	168,800
8	479,600	423,900	379,700	334,500	278,300	244,900	157,900	8	481,100	425,900	382,100	337,300	283,100	250,900	169,900
9	482,300	425,900	382,100	336,400	280,200	246,000	158,900	9	483,800	427,800	384,500	339,200	284,800	252,000	170,900
10	485,400	428,000	384,800	338,600	282,200	247,500	160,300	10	486,900	429,900	387,100	341,200	286,700	253,400	172,300
11	488,400	430,100	387,400	340,600	284,100	249,000	161,600	11	489,900	432,000	389,700	343,200	288,500	254,900	173,600
12	491,500	432,200	390,100	342,800	286,000	250,300	162,900	12	493,000	433,900	392,300	345,200	290,300	256,200	174,900
13	494,200	433,900	392,500	344,600	287,900	251,800	164,100	13	495,700	435,600	394,600	347,000	292,100	257,500	176,100
14	496,500	435,700	394,800	346,600	289,700	253,000	165,600	14	498,000	437,400	396,900	349,000	293,700	258,700	177,600
15	498,800	437,700	397,000	348,600	291,200	254,300	167,100	15	500,300	439,300	399,100	350,900	295,100	259,900	179,100
16	501,100	439,700	399,400	350,600	292,600	255,500	168,700	16	502,600	441,200	401,400	352,800	296,500	261,100	180,700
17	503,200	441,600	401,200	352,300	294,400	256,800	169,800	17	504,600	443,000	403,200	354,500	298,000	262,300	181,800
18	504,600	443,400	403,200	354,300	296,400	258,200	171,200	18	506,000	444,800	405,100	356,500	300,000	263,600	183,200
19	506,100	445,200	405,100	356,100	298,500	259,600	172,600	19	507,500	446,600	407,000	358,300	302,000	264,900	184,600
20	507,500	446,900	406,900	358,000	300,500	261,100	174,000	20	508,900	448,300	408,800	360,200	303,800	266,200	186,000
21	508,700	448,700	408,800	359,900	302,400	262,700	175,300	21	510,100	450,100	410,600	362,100	305,500	267,600	187,300
22	510,100	450,200	410,600	361,800	304,500	264,400	177,800	22	511,500	451,600	412,400	364,000	307,400	269,100	189,600
23	511,600	451,600	412,400	363,800	306,500	266,000	180,300	23	513,000	453,000	414,200	365,900	309,300	270,700	191,800
24	513,100	453,100	414,300	365,700	308,600	267,600	182,800	24	514,500	454,500	416,000	367,800	311,100	272,200	194,000

現 行								改 正 案							
25	514,200	454,500	416,100	367,700	310,300	269,400	185,200	25	515,600	455,900	417,600	369,700	312,800	273,800	196,200
26	515,300	455,800	417,600	369,600	312,400	271,200	186,900	26	516,700	457,200	419,100	371,600	314,800	275,500	197,900
27	516,500	457,100	419,100	371,600	314,400	272,900	188,500	27	517,900	458,500	420,600	373,500	316,800	277,100	199,400
28	517,700	458,300	420,700	373,600	316,400	274,600	190,200	28	519,100	459,700	422,100	375,400	318,700	278,700	200,900
29	518,700	459,300	422,300	375,100	318,100	276,200	191,700	29	520,100	460,700	423,600	376,900	320,400	280,300	202,400
30	519,600	460,000	423,600	376,900	320,100	277,900	193,400	30	521,000	461,400	424,900	378,700	322,400	281,800	203,800
31	520,500	460,800	424,900	378,700	322,200	279,700	195,200	31	521,900	462,200	426,200	380,500	324,400	283,300	205,200
32	521,400	461,500	426,100	380,300	324,300	281,200	196,900	32	522,800	462,900	427,400	382,100	326,400	284,800	206,600
33	522,200	462,200	427,300	382,100	325,500	282,400	198,500	33	523,600	463,600	428,600	383,800	327,600	285,900	208,000
34	523,100	463,000	428,600	383,500	327,500	284,100	200,300	34	524,500	464,400	429,900	385,200	329,600	287,500	209,700
35	523,800	463,700	429,900	385,000	329,400	285,700	202,100	35	525,200	465,100	431,200	386,600	331,500	289,000	211,400
36	524,300	464,300	431,100	386,600	331,500	287,400	203,900	36	525,700	465,700	432,400	388,000	333,500	290,500	212,900
37	525,000	464,800	432,300	388,000	333,400	289,000	205,400	37	526,400	466,200	433,600	389,400	335,400	291,900	214,400
38	525,600	465,400	433,100	389,200	335,300	290,700	207,200	38	527,000	466,800	434,400	390,600	337,300	293,500	216,200
39	526,400	466,000	433,900	390,400	337,300	292,500	209,000	39	527,800	467,400	435,200	391,800	339,200	295,100	217,900
40	527,000	466,600	434,700	391,500	339,200	294,300	210,800	40	528,400	468,000	436,000	392,800	341,100	296,700	219,600
41	527,500	467,100	435,300	392,600	341,100	295,800	212,400	41	528,900	468,500	436,600	393,900	342,900	298,200	221,100
42		467,600	436,000	393,800	343,000	297,500	214,200	42		469,000	437,300	395,100	344,800	299,800	222,600
43		468,000	436,700	395,000	344,800	299,000	216,000	43		469,400	438,000	396,200	346,600	301,300	224,100
44		468,300	437,400	396,100	346,700	300,600	217,800	44		469,700	438,700	397,300	348,400	302,800	225,600
45		468,600	438,200	396,800	348,200	302,200	219,200	45		470,000	439,500	398,000	349,900	304,400	226,800
46			439,000	397,500	349,600	303,900	221,000	46			440,300	398,700	351,300	306,000	228,200
47			439,400	398,200	351,100	305,500	222,700	47			440,700	399,400	352,700	307,600	229,600
48			440,100	398,900	352,600	307,200	224,500	48			441,400	400,100	354,200	309,100	231,000
49			440,600	399,500	354,200	308,100	226,100	49			441,900	400,700	355,700	310,000	232,400
50			441,000	400,100	355,000	309,600	227,800	50			442,300	401,300	356,500	311,500	234,000
51			441,400	400,600	356,200	311,100	229,400	51			442,700	401,800	357,500	313,000	235,500
52			441,800	401,000	357,200	312,700	230,900	52			443,100	402,200	358,500	314,600	236,900
53			442,200	401,400	358,100	314,300	232,200	53			443,500	402,600	359,400	316,200	238,100
54			442,600	401,700	359,200	315,900	233,800	54			443,900	402,900	360,500	317,800	239,700
55			443,000	402,000	360,100	317,500	235,400	55			444,300	403,200	361,400	319,300	241,200

現 行								改 正 案							
56			443,300	402,300	361,200	319,000	236,900	56			444,600	403,500	362,400	320,800	242,600
57			443,600	402,600	362,100	320,500	237,900	57			444,900	403,800	363,300	322,200	243,600
58			444,000	402,900	362,800	321,700	239,400	58			445,300	404,100	364,000	323,400	245,100
59			444,300	403,200	363,500	322,900	240,700	59			445,600	404,400	364,700	324,500	246,400
60			444,600	403,500	364,200	324,100	241,900	60			445,900	404,700	365,300	325,600	247,600
61			444,900	403,800	364,600	324,800	243,100	61			446,200	405,000	365,700	326,300	248,700
62				404,100	365,200	325,700	244,100	62				405,300	366,300	327,200	249,700
63				404,400	365,900	326,500	245,100	63				405,600	367,000	328,000	250,600
64				404,700	366,600	327,300	246,100	64				405,900	367,700	328,800	251,500
65				405,000	366,900	328,200	247,200	65				406,200	368,000	329,600	252,400
66				405,300	367,600	328,600	248,100	66				406,500	368,700	330,000	253,300
67				405,600	368,300	329,300	249,000	67				406,800	369,400	330,600	254,100
68				405,900	369,000	330,100	250,000	68				407,100	370,000	331,300	254,900
69				406,100	369,300	330,900	250,900	69				407,300	370,300	332,100	255,600
70				406,400	369,900	331,600	252,200	70				407,600	370,900	332,800	256,700
71				406,700	370,600	332,300	253,400	71				407,900	371,600	333,500	257,900
72				407,000	371,200	333,000	254,700	72				408,100	372,200	334,100	259,000
73				407,200	371,500	333,500	256,000	73				408,300	372,500	334,600	260,200
74				407,500	372,100	334,100	257,400	74				408,600	373,100	335,200	261,400
75				407,800	372,800	334,600	258,600	75				408,900	373,800	335,700	262,500
76				408,000	373,400	335,200	259,800	76				409,100	374,400	336,300	263,600
77				408,200	373,800	335,500	260,900	77				409,300	374,800	336,600	264,700
78				408,500	374,300	336,000	262,100	78				409,600	375,300	337,100	265,800
79				408,800	374,900	336,400	263,400	79				409,900	375,900	337,500	266,900
80				409,000	375,400	336,900	264,500	80				410,100	376,400	337,900	267,900
81				409,200	375,900	337,300	265,600	81				410,300	376,900	338,300	268,900
82				409,500	376,500	337,800	266,600	82				410,600	377,500	338,800	269,900
83				409,800	377,000	338,300	267,800	83				410,900	378,000	339,300	270,900
84				410,000	377,300	338,800	268,900	84				411,100	378,300	339,800	271,800
85				410,200	377,700	339,100	269,900	85				411,300	378,700	340,100	272,700
86					378,200	339,500	270,900	86					379,200	340,500	273,600

現 行								改 正 案							
87					378,600	340,000	272,000	87					379,600	341,000	274,500
88					379,000	340,400	273,100	88					380,000	341,400	275,400
89					379,400	340,700	274,000	89					380,400	341,700	276,300
90					379,900	341,100	275,000	90					380,900	342,100	277,200
91					380,300	341,600	275,900	91					381,300	342,600	278,100
92					380,700	342,000	277,000	92					381,700	343,000	279,000
93					381,000	342,200	278,100	93					382,000	343,200	280,000
94						342,600	279,100	94						343,600	281,000
95						343,100	280,000	95						344,100	281,900
96						343,500	281,000	96						344,500	282,800
97						343,700	281,500	97						344,700	283,300
98						344,100	282,400	98						345,100	284,000
99						344,500	283,100	99						345,500	284,700
100						344,800	284,000	100						345,800	285,600
101						345,100	285,000	101						346,100	286,600
102						345,500	285,800	102						346,500	287,400
103						345,900	286,600	103						346,900	288,200
104						346,300	287,400	104						347,300	289,000
105						346,800	288,200	105						347,800	289,700
106						347,200	288,700	106						348,200	290,200
107						347,600	289,100	107						348,600	290,600
108						348,000	289,600	108						349,000	291,000
109						348,500	289,800	109						349,500	291,200
110						348,900	290,100	110						349,900	291,500
111						349,200	290,300	111						350,200	291,700
112						349,500	290,700	112						350,500	292,000
113						350,000	290,900	113						351,000	292,200
114							291,100	114							292,400
115							291,500	115							292,700
116							291,800	116							292,900
117							292,100	117							293,200

現 行								改 正 案							
118							292,400	118							293,500
119							292,700	119							293,800
120							293,100	120							294,100
121							293,400	121							294,400
122							293,800	122							294,800
123							294,100	123							295,100
124							294,500	124							295,500
125							294,700	125							295,700
126							294,900	126							295,900
127							295,200	127							296,200
128							295,600	128							296,600
129							295,800	129							296,800
130							296,100	130							297,100
131							296,500	131							297,500
132							296,900	132							297,900
133							297,100	133							298,100
134							297,400	134							298,400
135							297,800	135							298,800
136							298,100	136							299,100
137							298,300	137							299,300
138							298,600	138							299,600
139							299,000	139							300,000
140							299,300	140							300,300
141							299,500	141							300,500
142							299,900	142							300,900
143							300,300	143							301,300
144							300,600	144							301,600
145							300,800	145							301,800
146							301,000	146							302,000
147							301,300	147							302,300
148							301,700	148							302,700

現 行								改 正 案							
149							301,900	149							302,900
150							302,100	150							303,100
151							302,400	151							303,400
152							302,700	152							303,700
153							303,100	153							304,100
154							303,300	154							304,300
155							303,600	155							304,600
156							303,900	156							304,900
157							304,200	157							305,200

第2条関係

職員給与規程 現行・改正案対照表

_____は改正箇所

現 行 (第1条による改正後)	改 正 案
(期末手当) 第21条 ----- 略 ----- 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の120を、12月に支給する場合には100分の125を</u>乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1) } ----- 略 ----- (4) } 3 } ----- 略 ----- () } 6 } (勤勉手当) 第22条 ----- 略 ----- 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、理事長の定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の勤勉手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の100を、12月に支給する場合には100分の105を</u>乗じて得た額の総額を超えてはならない。 3 } ----- 略 ----- 4 }	(期末手当) 第21条 ----- 略 ----- 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の122.5を</u>乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1) } ----- 略 ----- (4) } 3 } ----- 略 ----- () } 6 } (勤勉手当) 第22条 ----- 略 ----- 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、理事長の定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の102.5を</u>乗じて得た額の総額を超えてはならない。 3 } ----- 略 ----- 4 }

第1条関係

非常勤嘱託職員給与規程 現行・改正案対照表

は改正箇所

現 行	改 正 案
(給与) 第3条 ----- 略 ----- 2 給料月額は、<u>119,200円</u>とする。 (時間外勤務手当) 第7条 正規の勤務時間を超えて、又は休日（規則第30条第1項に規定する別表第1の休日。以下「休日」という。）に勤務することを命ぜられた非常勤職員には、正規の勤務時間を超えて、又は休日に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第12条に規定する勤務1時間当りの給与額の100分の125から100分の150の範囲内で<u>理事長の定める割合</u>を乗じて得た額（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの場合には、その割合に100分の25を加算した割合を乗じて得た額）を時間外勤務手当として支給する。 2 ----- 略 ----- (賞与) 第8条 ----- 略 ----- 2 賞与の額は、第3条に定める給料の月額に<u>100分の220</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1) } ----- 略 ----- (4) } ----- 略 ----- 3 } ----- 略 ----- () } ----- 略 ----- 5 } ----- 略 -----	(給与) 第3条 ----- 略 ----- 2 給料月額は、<u>126,300円</u>とする。 (時間外勤務手当) 第7条 正規の勤務時間を超えて、又は休日（規則第30条第1項に規定する別表第1の休日。以下「休日」という。）に勤務することを命ぜられた非常勤職員には、正規の勤務時間を超えて、又は休日に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第12条に規定する勤務1時間当りの給与額の100分の125から100分の150の範囲内で<u>理事長の定める割合（その勤務した時間が1箇月について60時間を超えた場合におけるその超えた時間については100分の150）</u>を乗じて得た額（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの場合には、その割合に100分の25を加算した割合を乗じて得た額）を時間外勤務手当として支給する。 2 ----- 略 ----- (賞与) 第8条 ----- 略 ----- 2 賞与の額は、第3条に定める給料の月額に、<u>6月に支給する場合には100分の220を、12月に支給する場合には100分の230</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1) } ----- 略 ----- (4) } ----- 略 ----- 3 } ----- 略 ----- () } ----- 略 ----- 5 } ----- 略 -----

第2条関係

非常勤嘱託職員給与規程 現行・改正案対照表

_____は改正箇所

現 行 (第1条による改正後)	改 正 案
(賞与) 第8条 ----- 略 ----- 2 賞与の額は、第3条に定める給料の月額に、<u>6月に支給する場合には100分の220を、12月に支給する場合には100分の230を</u>乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1) } ----- 略 ----- { (4) } 3 } ----- 略 ----- { 5 }	(賞与) 第8条 ----- 略 ----- 2 賞与の額は、第3条に定める給料の月額に<u>100分の225を</u>乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1) } ----- 略 ----- { (4) } 3 } ----- 略 ----- { 5 }

報告第44号

代表理事及び業務執行理事の職務執行状況について

定款第28条第5項の規定に基づき、理事長、副理事長、常務理事は、自己の職務の執行の状況について、次のとおり理事会に報告します。

令和6年3月12日提出

公益財団法人吹田市文化振興事業団
理事長 河内幸枝

自己の職務の執行状況について

河内理事長

事業計画及び予算の作成、その他事業活動について、定款及び理事会の決議に基づき当法人を代表して職務を執行しました。

辰谷副理事長

事業計画及び予算の作成、その他事業活動について、定款及び理事会の決議に基づき理事長を補佐して職務を執行しました。

古矢副理事長

事業計画及び予算の作成、その他事業活動について、定款及び理事会の決議に基づき理事長を補佐して職務を執行しました。

芦田常務理事

事業計画及び予算の作成、その他事業活動について、定款及び理事会の決議に基づき事務局を代表して職務を執行しました。

以上

旧会計基準による収支予算書

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

(単位:千円)

科 目	予算額	前年度予算額	増減	備考
I 事業活動収支の部				
1. 事業活動収入				
11 基本財産運用収入	2,600	600	2,000	
01 基本財産利息収入	2,600	600	2,000	
12 事業収入	459,075	465,490	△ 6,415	
01 施設管理事業収入	398,037	408,952	△ 10,915	
02 受託事業収入	39,813	39,650	163	
03 入場券販売収入	5,716	4,550	1,166	
04 レストラン業務収入	918	433	485	
05 友の会会費収入	1,051	1,024	27	
06 サービス事業収入	1,739	1,533	206	
07 物品販売収入	303	361	△ 58	
08 手数料収入	6,609	6,236	373	
09 広告料収入	600	600	0	
10 負担金収入	4,289	2,151	2,138	
13 補助金等収入	0	2,750	△ 2,750	
01 文化事業助成金収入	0	2,750	△ 2,750	
14 寄付金収入	242	323	△ 81	
01 寄付金収入	242	323	△ 81	
15 雑収入	2	2	0	
01 受取利息収入	1	1	0	
02 雑収入	1	1	0	
事業活動収入計	461,919	469,165	△ 7,246	
2. 事業活動支出				
21 自主事業費支出	20,300	19,170	1,130	
04 賃金支出	25	25	0	
05 福利厚生費支出	1	1	0	
06 会議費支出	14	14	0	
07 旅費支出	110	100	10	
08 交際費支出	40	40	0	
09 通信運搬費支出	356	259	97	
10 什器備品費支出	300	300	0	
11 消耗品費支出	500	423	77	
12 交通費支出	51	51	0	
13 修繕費支出	462	462	0	
14 印刷製本費支出	2,916	2,594	322	
15 光熱水料費支出	85	69	16	
16 賃借料支出	1,625	1,367	258	
17 保険料支出	50	50	0	
18 諸謝金支出	500	617	△ 117	
19 手数料支出	1,273	900	373	
20 租税公課支出	54	35	19	
21 著作権料支出	200	140	60	
22 負担金支出	147	147	0	
23 委託費支出	11,391	11,472	△ 81	
24 広告宣伝費支出	99	69	30	
25 公演賄費支出	100	34	66	
30 雑費支出	1	1	0	

(単位:千円)

科 目	予算額	前年度予算額	増減	備考
22 施設管理事業費支出	397,039	407,145	△ 10,106	
02 給料手当支出	110,631	109,296	1,335	
03 退職手当支出	0	13,223	△ 13,223	
04 賃金支出	0	0	0	
05 福利厚生費支出	18,974	18,738	236	
07 旅費支出	159	159	0	
09 通信運搬費支出	1,350	1,350	0	
11 消耗品費支出	4,769	4,769	0	
13 修繕費支出	12,100	12,100	0	
14 印刷製本費支出	1,949	1,949	0	
15 光熱水料費支出	63,646	63,646	0	
16 賃借料支出	11,070	11,070	0	
17 保険料支出	205	205	0	
19 手数料支出	126	126	0	
20 租税公課支出	13,203	14,449	△ 1,246	
22 負担金支出	96	96	0	
23 委託費支出	158,761	155,969	2,792	
23 受託事業費支出	39,813	39,650	163	
04 賃金支出	0	120	△ 120	
05 福利厚生費支出	0	1	△ 1	
06 会議費支出	0	0	0	
07 旅費支出	0	1	△ 1	
09 通信運搬費支出	476	492	△ 16	
11 消耗品費支出	500	345	155	
12 交通費支出	12	15	△ 3	
14 印刷製本費支出	1,476	1,316	160	
16 賃借料支出	2,322	2,412	△ 90	
17 保険料支出	0	10	△ 10	
18 諸謝金支出	3,647	3,002	645	
19 手数料支出	1,967	2,252	△ 285	
20 租税公課支出	50	44	6	
21 著作権料支出	267	380	△ 113	
23 委託費支出	28,562	28,760	△ 198	
24 広告宣伝費支出	315	165	150	
25 公演助費支出	217	318	△ 101	
30 雑費支出	2	17	△ 15	
24 管理費支出	20,964	7,176	13,788	
01 役員報酬支出	1,101	1,101	0	
03 退職手当支出	18,196	4,408	13,788	
05 福利厚生費支出	30	30	0	
06 会議費支出	34	34	0	
07 旅費支出	100	100	0	
08 交際費支出	11	11	0	
09 通信運搬費支出	66	66	0	
11 消耗品費支出	172	172	0	
12 交通費支出	10	10	0	
14 印刷製本費支出	55	55	0	
17 保険料支出	26	26	0	
18 諸謝金支出	165	165	0	
19 手数料支出	210	210	0	
20 租税公課支出	575	575	0	
22 負担金支出	173	173	0	
24 広告宣伝費支出	40	40	0	
事業活動支出計	478,116	473,141	4,975	
事業活動収支差額	△ 16,197	△ 3,976	△ 12,221	

(単位:千円)

科 目	予算額	前年度予算額	増減	備考
Ⅱ 投資活動収支の部				
1. 投資活動収入				
18 特定資産取崩収入	18,196	4,408	13,788	
01 退職給付引当資産取崩収入	18,196	4,408	13,788	
投資活動収入計	18,196	4,408	13,788	
2. 投資活動支出				
26 特定資産取得支出	999	1,808	△ 809	
01 退職給付引当資産取得支出	998	1,807	△ 809	
02 投資有価証券取得支出	1	1	0	
投資活動支出計	999	1,808	△ 809	
投資活動収支差額	17,197	2,600	14,597	
Ⅲ 財務活動収支の部				
1. 財務活動収入	0	0	0	
2. 財務活動支出	0	0	0	
財務活動収支差額	0	0	0	
Ⅳ 予備費支出	1,000	1000	0	
当期収支差額	0	△ 2,376	2,376	
前期繰越収支差額	6,716	2,376	4,340	
次期繰越収支差額	6,716	0	6,716	

令和5年度第2回理事会 座席表

令和6年3月12日（火）

SUITA×ART（すいたあと）



